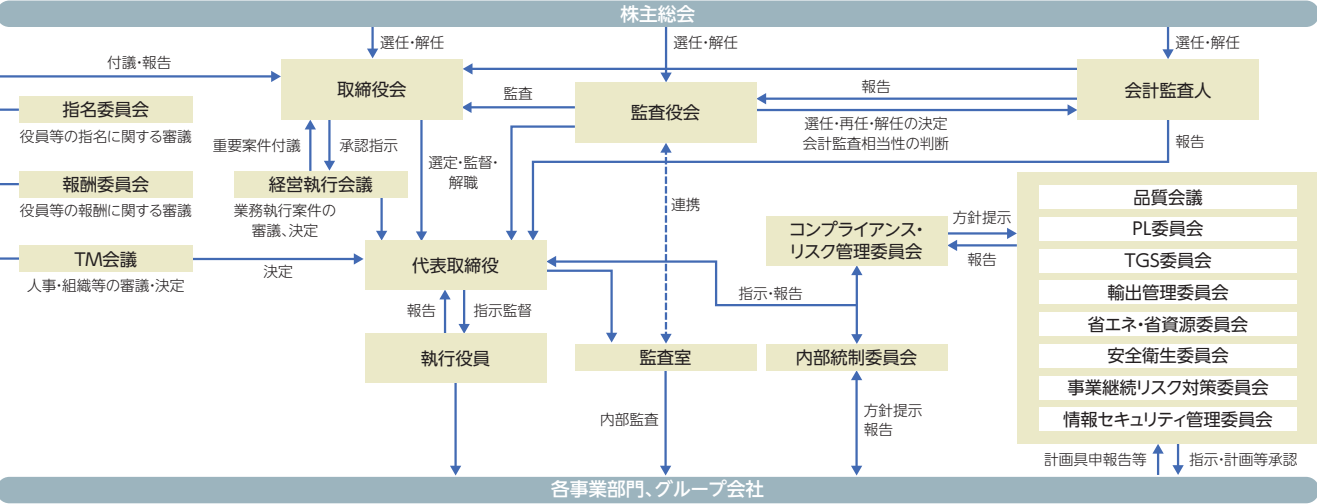


コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、創業以来「従業員の幸福」「地域社会への貢献」「株主に対する配当責任」を経営理念とし、株主をはじめとするすべてのステークホルダーと円滑な関係を構築するとともに企業価値を高めることを目指しています。

この方針に基づき、経営の透明性、公平性、情報開示を重視し、競争力向上のために迅速な意思決定と職務執行を行える体制と仕組みを適宜見直し、優れた事業活動を行うことで企業価値の持続的な増大に努めています。

コーポレート・ガバナンスの体制図



コーポレート・ガバナンス体制

コーポレート・ガバナンス体制の概要とその採用理由

当社は監査役会設置会社であり、取締役会、監査役会、会計監査人の各機関を置いています。さらに当社は、社外取締役および社外監査役全員を一般株主との間に利益相反が生じる恐れがない独立役員に指名し、監査役会や内部監査部門と密接に連携を図っていくガバナンス体制をとることで、監査役機能の有効活用、経営に対する監督機能の強化を図っています。

取締役会

- 1.取締役会は、長期的な視点を持ち、持続的な企業価値の向上を目的に、グループ全体の経営方針、経営戦略、経営計画、資本政策、内部統制に係る項目などの重要事項を十分な審議時間を確保して決定します。
- 2.取締役会は、経営を取り巻くリスク要因の管理体制を強化し、常に業務執行をモニタリングします。
- 3.取締役会は、会議の公平性の確保および経営監督機能を強化するため、取締役会の議長を取締役会長(会長が不在もし

- くは会長に事故があるときは社外取締役)とします。
- 4.取締役会の意思決定を効率的に行うことを確保するため、グループ経営の業務執行にかかわる政策案件については経営執行会議で、グループ全体の人事、組織、報酬制度等についてはTM(トップマネジメント)会議で事前審議し、取締役会から委譲された事項は当該両会議で決定します。
- 5.当社は監督と業務執行を行う者の役割責任を一層明確にするため執行役員を置きます。執行役員は、取締役会で決定された経営方針・戦略に基づいて、代表取締役の監督指導の下、担当部署の執行責任者として機動的にスピーディな業務執行にあたります。

取締役

- 1.現在の当社の取締役の人数は8名であり、内2名は独立社外取締役として選任しています。
- 2.事業年度における経営責任を明確にし、株主による信任の機会を増やすため、取締役の任期を1年とします。

- 3.取締役の知識、経験、実績等を踏まえ取締役選任理由を開示しています。
- 4.当社は社外取締役の選任にあたり、経営監視機能の透明性を確保するため、「有価証券上場規程」をはじめその他の金融商品取引所や議決権行使助言機関等の独立性基準を参考に、より厳格な「社外役員の独立性基準」を制定し選任条件としています。
- 5.取締役は社外取締役を除き、監督と業務執行とを兼務する取締役兼務執行役員であり、担当部署の業績および監督業務について、重点的に取締役会へ報告を行います。

監査役会・監査役

- 1.当社は、監査役制度を採用しており、監査役会は原則毎月1回開催しています。
- 2.監査役は社外監査役を含め4名であり、内2名は独立社外監査役として選任しています。
- 3.各監査役は、監査の実効性を高めるために、取締役会に出席しているほか、業務執行にかかわる会議やその他の社内の

社外取締役および社外監査役の役割および選任に関する考え方

- 1.社外取締役2名は、当社基準の独立性要件を備えており、客観的な経営の監督機能強化に努めています。具体的には、企業に関する法律実務の知識または経営者等の経験を活かした幅広い見識に基づき、業務執行から独立した株主視点、また専門的視点から意見を述べるなどし、意思決定プロセスに重要な役割を果たしています。

社外取締役の選任理由

社外取締役 岩永 裕二

事業法人において上級管理職員としての経験、また企業に関する法律実務を専門とする弁護士としての知識・経験等から当社取締役会において、率直かつ積極的な発現により、審議を活性化させ、独立社外取締役としての役割を果たしています。また、取締役会議長および指名委員会の委員長に就き、客観的に経営の監督を遂行しています。上記の理由から社外取締役として選任しています。

重要な会議にも分担して出席しています。また、監査役は会計監査人および内部監査部門とも定期的な会合をもち、会計監査への立会い、内部監査部門との合同監査などを行い、常に連携を取り合い、監査体制の強化を図っています。

4.情報伝達やデータ管理等、監査業務を円滑に行うため、専任スタッフを確保しています。

任意の諮問委員会

- 1.「透明性・公平性の高い経営」の遂行を目的に、指名委員会ならびに報酬委員会を設置しています。
- 2.委員会の構成は、委員長に独立社外取締役、委員に常務執行役員以上の取締役ならびに社外取締役および監査役1名で構成され、各審議事項の客観性を確保しています。
- 3.指名委員会は、役員選解任候補の指名、役位の選定解職案、懲戒事項等を審議しています。報酬委員会は、役員報酬制度や個人別の報酬内容等の審議を行っています。各委員会で審議された案件は、取締役会へ付議し決定されます。

- 2.社外監査役2名は当社基準の独立性要件を備えており、互いに連携して会社の内部統制状況を日常的に監視しています。具体的には、取締役の業務が適法に行われているかを調査検証する役割を担っており、法律、会計の専門知識や経験を有するほか、独立した立場で、客観的に取締役の職務執行に対する監査を行っています。

社外監査役の選任理由

社外監査役 秋坂 朝則

大学院教授として会社法を専門に研究し、また公認会計士の資格を有し財務および会計に関する相当程度の知見を有していることから、企業経営を監査するのに十分な見識があり、取締役会に対する適正性を確保するための助言、提言が期待されるため、社外監査役として選任しています。

社外監査役 山川 一陽

検事、弁護士、大学教授としての豊富な経験から、企業法務をはじめとする法務全般に精通し、企業経営を監査するのに十分な見識を有しており、社外監査役就任以来、内部統制、リスク管理体制面での当社固有の盲点の有無を検証し、取締役会における経営判断や取締役の業務執行に瑕疵がないかを監査していることから、社外監査役として選任しています。

役員報酬等の決定方針とその内容

- 当社では、役員報酬の決定に関して、以下の方針を定めています。
- 1.定量的な規定に基づき、透明性、公平性を担保した報酬とします。
 - 2.同業他社や経済・社会情勢等を十分調査のうえで適正性を評価した報酬水準とします。
 - 3.業績向上を目的として、業績に連動したインセンティブ重視の報酬体系とします。

これらの方針に基づき、役員報酬に関する決定プロセスの透明性、公正性を確保するために、取締役会の諮問機関として報酬委員会を設置しています。報酬委員会は、独立性のある社外取締役が委員長となり、役員報酬の方針、制度、算定方式、個人別の報酬内容等について審議、答申を行っています。

なお、報酬の具体的決定については、株主総会でご承認をいただいた報酬枠の範囲内で、当社の定める規定に基づいて金額を算出し、報酬委員会での審議、答申後、取締役の報酬は取締役会で、監査役の報酬は監査役会で決定されます。

取締役および監査役の報酬等の総額(2015年3月期)

	支給人員および 支給総額		内訳					
			月額報酬		取締役賞与金		ストックオプション報酬	
	人数(人)	総額(百万円)	人数(人)	総額(百万円)	人数(人)	総額(百万円)	人数(人)	総額(百万円)
取締役	8	255	8	172	6	49	6	33
監査役	4	60	4	60	—	—	—	—
合計	12	316	12	233	6	49	6	33
(うち社外役員)	(4)	(33)	(4)	(33)	(—)	(—)	(—)	(—)

(注1) 対象となる役員の員数には、在籍者数ではなく、当事業年度に係る報酬等の支給対象者数を記載しています。
(注2) 取締役の報酬限度額は、2007年6月28日開催の第66期定時株主総会において年額4億50百万円、監査役の報酬限度額は、1993年6月29日開催の第52期定時株主総会において月額6百万円以内と決議いただいています。

社外取締役
メッセージ
1
取締役会が適切な決議をするための活発な議論を促します
社外取締役 岩永 裕二

私は、社外取締役の役割とは「株主を筆頭とする会社の様々なステークホルダーの利益を勘案しながら会社の企業価値を如何にして高めるか」という観点から取締役会において発言し、取締役会が適切な決議をするための活発な議論を促すことだと考えています。

当社においては、社外取締役がその職務を果たすことのできる環境があると感じています。その環境として、制度面においては当社の内規により私が取締役会の議長を務めており、私が欠席の場合にはもう一人の社外取締役である縣久二氏が議長を務めます。

さらに、当社の指名委員会と報酬委員会については、2名の社外取締役がいずれもそれらのメンバーであり、指名委員会は私が、報酬委員会は縣氏が、それぞれ委員長となっています。それに加え、当社の常勤取締役の方々は例外なく社外取締役の意見を真摯に受け止めてくれます。社外取締役の意見を無視して議案が强行採決されたことは一度もありません。

私は弁護士としての観点から、CSR、コーポレート・ガバナンス、コンプライアンスおよびリスクマネジメントに関して意見を述べることが多いと思います。これにはアメリカの会社の社外取締役であった経験が役に立っています。また、会社の管理職の経験に基づき、設備投資、人事問題、財務問題、M&A等に関しても意見を述べています。ただ、当社の技術的側面については原則として現場の意見を尊重するよう心がけております。



社外取締役
メッセージ
2
ステークホルダーの皆様の利益を適正に守るために経営の意思決定に参加します
社外取締役 縣 久二

本年の6月1日から、上場企業にコーポレートガバナンス・コードが適用されました。これは企業価値向上への取り組みに対する監視の強化であり、経営の透明性を高め、株主との対話の拡大を目指すものでありますが、その指針は何よりROEの向上にあると考えています。

日・米・欧比での日本企業のROE長期低迷は、「事業収益力」の低さによるものです。企業成長の源泉であるイノベーションを創出するために、事業部門はリスクを最小化しながら果敢にチャレンジし、しかもその結果にコミットする強い意志を持つことが求められています。

投資育成会社でのマネージメントの経験を生かし、独立性を持った社外取締役として、引き続きステークホルダーの皆様の利益を適正に守るために経営の意思決定に参加したいと考えております。

